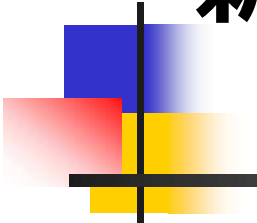


令和2年4月13日



新型コロナウイルス感染症に関する 融資制度と保証制度について

～資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ～

株式会社タクト経済研究所
経営支援部長 大橋 康弘

民間金融機関による信用保証付融資

ご利用手続の流れ

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少（SN保証4号20%・5号5%以上、危機関連保証15%以上）している中小企業の方は、①本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村にある商工担当課等の窓口にて認定申請書2通とその事実を証明する書面等を提出します。
②後日、認定書を受理されたら、取引金融機関へ持参し保証付き融資の申し込みを行います。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。
※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠 (2.8億円)

内、無担保枠(8,000万円)



SN保証枠 (2.8億円)

内、無担保枠(8,000万円)



危機関連保証枠 (2.8億円)

内、無担保枠(8,000万円)

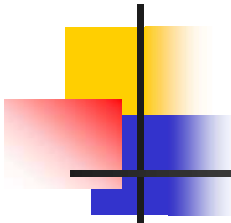
=

最大 無担保枠(24,000万円)

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は共有

危機関連保証：
100%保証（全国・全業種）

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。



セーフティーネット保証4号・5号 および危機関連保証

◆セーフティーネット保証4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号）
新型コロナウイルス感染症の拡大により、原則として最近1か月間の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業

◆セーフティーネット保証5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）
指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少している中小企業 など

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

◆危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）
新型コロナウイルス感染症の拡大により、原則として最近1か月間の売上高が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる中小企業 など

認定に必要な書類

本店（主たる事業所）が岐阜市内の場合
※其他地区の方は各市町村によって認定に必要な書類
が多少異なりますのでホームページでご確認ください。

セーフティーネット保証4号の場合

◆持参するもの・申請書に添付する書類

1. 実印（印鑑登録されているもの）
2. 認定申請書2通（市役所保管用・金融機関提出用）
3. 法人：直近の法人税確定申告書別表一・消費税確定申告書それぞれの控え（税務署提出時の受付印のあるもの※）のコピー ※電子申告を行っている場合は受信通知（電子申告完了報告書等）及び申告データ出力分を添付
個人：直近の所得税確定申告書控え（青色申告又は白色申告）のすべてのコピー
4. 決算書
法人：決算報告書（内訳書を含む）すべてのコピー
法人事業概況説明書（1年前3か月に対応する分）の表と裏のコピー
個人：青色申告は決算書、白色申告は収支内訳書のすべてのコピー

5. 許可、免許等を有する業種は、その許可証等のコピー

◆認定基準4号の認定に必要な書類

1. 売上明細（月別売上表）
※根拠となる資料（試算表、売上台帳コピー等）

認定権者記載欄

様式第4

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書

岐阜市長 様 令和 年 月 日

住 所
会社名（屋号）
代表者名 印

私は、災害その他突発的に生じた事由（注1）の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 (イ) 売上高等 円 A
減少率 % (実績)
 $\frac{B-A}{B} \times 100$
A：災害等の発生における最近1か月間の売上高等 円
B：Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 円
(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み 円
減少率 % (実績見込み)
 $\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$
C：Aの期間後2か月間の見込み売上高等 円
D：Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(注1) には、「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。
(注2) 2の(ロ)の見込み売上高等には、実績を記入することができる。
(参考事項)
① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

岐阜市証明経緯第 号 (注) 本認定書の有効期間
令和 年 月 日 令和 年 月 日から
上記申請のとおり相違ないことを認定します。 令和 年 月 日まで

岐阜市長

岐阜市長 様

月 別 売 上 表

	当期(年)	前期(年)	減少率
最近1ヶ月	円 A	円 B	% ※1
その後2ヶ月	円 C	円 D	% ※2
合計	円	円	

※1 $B-A/B \times 100$

※2 $(B+D)-(A+C)/B + D \times 100$

※3 A、B及びDは実績数値。Cは見込数値。

※4 B及びDの売上実績には疎明資料（法人事業概況説明書、試算表）を求めます。

※5 Aの売上実績については、試算表がまだ出ていない先は売上台帳等からの根拠数字をご記入ください。

上記に記載の金額は、当社の売上高と相違ありません。

令和 年 月 日

法人名又は商号

代表者

印

岐阜県信用保証協会の保証制度

【新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者への保証制度概要】

番 号	1	2	3	4
制 度	県制度 新型コロナウイルス感染症対策資金融資保証 略称 県新型コロナ	県制度 経済変動対策資金融資保証 略称 県経済変動	県制度 危機関連対応資金融資保証 略称 県危機関連	協会制度 危機関連保証 略称 危機関連
認定書の 要否	中小企業信用保険法第2条第5項第4号(※1)の認定を市町村から受けてください ※1 4号認定の要件 新型コロナウイルス感染症の拡大により、最近1か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業	中小企業信用保険法第2条第5項第4号(※1)の認定を市町村から受けてください ※2 5号認定の要件 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少している中小企業 など	認定書は不要ですが、経済変動対策資金要件(カ)報告書(原の様式)の写しが必要です	中小企業信用保険法第2条第6項(※3)の認定を市町村から受けてください ※3 6項認定の要件 新型コロナウイルス感染症の拡大により、最近1か月間の売上高が前年同期に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる中小企業 など
対象要件 (全て該当)	①岐阜県内に工場又は事業所を有していること ②1年以上継続して事業を営んでいること ③中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けていること	①岐阜県内に工場又は事業所を有する中小企業者であること ②1年以上継続して事業を営んでいること ③中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けていること	①岐阜県内に工場又は事業所を有する中小企業者であること ②1年以上継続して事業を営んでいること ③新型コロナウイルス感染症の拡大により最近1か月の売上高又は売上総利益が3%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月の平均も3%以上減少することが見込まれること	①岐阜県内に工場又は事業所を有していること ②中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けていること ③1年以上継続して事業を営んでいること
保証限度	8,000万円	1億円	1億円	2億8,000万円
資金使途	運転・設備資金	運転・設備資金	運転・設備資金	運転・設備資金
保証期間	運転資金 7年以内(償還1年以内) 設備資金 10年以内(償還1年以内)	運転資金 7年以内(償還1年以内) 設備資金 10年以内(償還1年以内)	運転資金 7年以内(償還1年以内) 設備資金 10年以内(償還1年以内)	10年以内(償還2年以内)
貸付方式	証書貸付・手形貸付	証書貸付・手形貸付	証書貸付・手形貸付	証書貸付・手形貸付
保証料率	0.50%	0.60%	0.50%	0.25%~0.90%
責任共有	責任共有対象外	責任共有対象外	責任共有対象	責任共有対象外
回収条件	不可	可 ただし、ニューマナーが半分以上であること等、制限がある	可 ただし、ニューマナーが半分以上であること等、制限がある	可
貸付利率	年1.0%	年1.4%	年1.0%	金融機関所定利率
連帯保証人	原則 法人代表者のみ	原則 法人代表者のみ	原則 法人代表者のみ	原則 法人代表者のみ
担 保	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ
備考	申込期間 令和2年3月5日~令和2年6月30日 融資実行 ~令和2年8月31日			融資実行 ~令和3年1月31日

お得な融資制度

- ◎ 岐阜市「ぎふし危機関連資金」：岐阜市信用保証協会
- ◎ 大垣市「中小企業小口資金」：岐阜県信用保証協会

令和2年4月1日調査

1 施行時期

令和2年3月19日(木曜日)

2 「ぎふし危機関連資金」の概要

(1) 融資対象者

中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて、岐阜市長の認定を受けた中小企業者等とする。

(2) 融資限度額 2億8,000万円 (うち 無担保は8,000万円)

(3) 融資期間 運転資金10年以内 (据置2年以内)

設備資金10年以内 (据置2年以内)

(4) 融資利率 年1.10% (固定金利)

(5) 信用保証料 岐阜市が全額補填

(6) 返済方法 元金均等月賦返済

(7) 担保 必要に応じ求める

(8) 取扱金融機関 市内に本店のある金融機関 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)

令和2年度大垣市中小企業融資制度のご案内

低利率・利子補給・信用保証料補助で中小企業を応援します！

大垣市では、市内中小企業の方の安定した経営を支援するため、「大垣市中小企業融資制度」を設けています。この制度は、低・融資利率・利子補給・小口資金に必要な信用保証料の補助などの優遇条件が特徴です。市内中小企業の皆さん、ぜひご利用ください。なお、金融機関の審査があり、場合によっては利用できないことがあります。

融資の種類	中小企業融資資金		中小企業小口資金 Ⅰ型…小口等融資制度対象外 Ⅱ型…小口等融資制度対象	
融資の内容	運転資金、設備投資、新規開業資金など、事業に必要な資金の融資を行います。本市融資制度(中小企業融資資金)からの借換えにも利用いただけます。 岐阜県信用保証協会の信用保証を活用し、運転費支払、設備投資など、事業に必要な小口資金の融資を行います。本市融資制度(中小企業小口資金)からの借換えにも利用いただけます。			
資金使途	運転資金 設備資金 運転設備資金	※ 市内に本社があり、事業所等が市内にある中小企業者の運転資金は対象外。ただし、市内の事業所等(登記が必要)に必要な設備資金は認められる。 ※ 住宅併用事業所等、事業用以外に使用される設備資金は対象外。 ※ すでに工事等が着工済み又は商品等が発注済みに対する設備資金は対象外。 ※ 営業車両は、トラックのみ(納車済みの場合は対象外)。		
融資対象者	個人	① 市内に住み、住民登録をしている方 ② 市内で事業を営む方または営もうとする方 ③ 市税を完納している方	① 市内に1年以上住み、住民登録をしている方 ② 市内で1年以上同じ事業を営んでいる方 ③ 従業員が30人以上である方 ④ 市税を完納している方	中小企業小口資金Ⅱ型は、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者であるとともに、既存の保証協会の保証付き貸付制度と、新規分の合計が2,000万円以内である必要があります。
右の条件を全て満たすことが必要	法人	① 市内に登記してある事業所を持つ方 ② 市内で事業を営む方または営もうとする方 ③ 市税を完納している方	① 市内に1年以上登記してある事業所を持つ方 ② 市内で1年以上同じ事業を営んでいる方 ③ 従業員が30人以上である方 ④ 市税を完納している方	
※ 返済途中に融資対象者の条件を満たさなくなった場合は、その時点で全額返済が必要です。				
融資限度額	5,000万円		2,000万円	
融資利率	※ 限度額の範囲で2以上の利率が可成です。 年1.6%		Ⅰ型…年1.5% Ⅱ型…年1.3%	
融資期間	運転 84月以内 設備 120月以内 運転設備 120月以内 (据置期間12月以内を含む) ※1		運転 84月以内 設備 120月以内 運転設備 120月以内 (据置期間12月以内を含む) ※1	
※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業信用保険法第2条第6項第4号又は第5号に定める認定を受けている市内中小企業者等に限ります。				
保証料率	取扱金融機関の基準により設定		保証協会が別に定める利率	
連帯保証人	※ 連帯保証人を設定する場合は、市内に住んでいる方であること		保証協会から保証人が必要であるとされた場合は必要	
担保	※ 取扱金融機関の基準により設定		必要としない	
保証料補助	支払った信用保証料の全額の補助を受けることができます。			
利子補給	① 支払った利子の半額の補助を受けることができます。(融資期間の月以上の方は、「完済時」の一括利子補給と「中間時と完済時」の分割利子補給のどちらかを選択できます。 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業信用保険法第2条第6項第4号又は第5号に定める認定を受けている市内中小企業者等については、支払った利子の全額の補助を受けることができます。(1年ごと(毎月3月)に補助します。令和2年4月1日から令和2年9月30日までに融資を申込み、実行された方に限ります。) ※ 当初の契約どおりに返済することなく返済し、市税を完納している方に限ります。			
取扱金融機関	大垣市立銀行、十六銀行、三菱UFJ銀行、第三銀行、岐阜銀行、大垣西濃信用金庫、岐阜信用金庫、岐阜商工信用組合、西濃農業協同組合の本・支店等			

日本政策金融公庫

【国民生活事業】 新型コロナウイルス感染症特別貸付

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付（注1・2）			詳細検討中	特別利子補給制度（注1・2）									
ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 （1）最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 （2）業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3ヵ月（最近1ヵ月含む。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10～12月の平均売上高		左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方										
			<table><tr><td></td><td>小規模事業者</td><td>中小企業者</td></tr><tr><td>個人</td><td>要件無し</td><td>売上高▲20%以上</td></tr><tr><td>法人</td><td>売上高▲15%以上</td><td>売上高▲20%以上</td></tr></table> （※1）小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。 （*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」 （※2）売上高要件の比較は、左記貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較。				小規模事業者	中小企業者	個人	要件無し	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上
	小規模事業者	中小企業者											
個人	要件無し	売上高▲20%以上											
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上											
資金の お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		—										
融資限度額	別枠 6,000 万円		左記の融資限度額のうち、3,000 万円以下の部分		補給限度額								
ご返済期間 ＜据置期間＞	設備資金：20 年以内＜うち 5 年以内＞ 運転資金：15 年以内＜うち 5 年以内＞		当初3 年間		補給期間								
利率（年） （注3）	3,000 万円 以下	当初3 年間：基準（災害）－0.9% 3 年経過後：基準（災害）	左記の 3,000 万円以下の部分にかかる「基準（災害）－0.9%」の利子（支払利息）（※） （※）一旦公庫にご返済後、支払済み利子額を実施機関から補給										
	3,000 万円超	基準（災害）											
担保	無担保		—										
実施機関	日本政策金融公庫（国民生活事業）		政府の指定する実施機関		現時点では未定								

（注1）経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（令和2年3月13日・20:00版）より作成し、経済産業省において監修

（注2）令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、特別貸付等の要件に該当する場合は遡及適用が可能

（注3・4）令和2年3月17日時点での適用例（運転資金1,500万円・5年返済の場合）

【3,000 万円以下の部分】当初3年間：0.46%、3年経過後：1.36%

↑ この部分の支払済み利子額を後日実施機関から補給し、実質的に無利子化

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付も同様の取扱いです。

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業

申込に必要な書類

【国民生活事業】 新型コロナウイルス感染症特別貸付 借入申込書等はホームページからダウンロードできます

個人営業の方	① 借入申込書 (表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。) ※インターネット申込の場合は、借入申込書に代えて、「お申込データ受付確認」の受信メール (印刷したもの) をご提出ください。	記入例
	② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 (Word) (PDF)	記入例
	③ 最近2期分の確定申告書 (一式) のコピー (青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。)	-
	はじめてご利用いただく方 ④ ご商売の概要 (お客さまの自己申告書) (Excel) (PDF) (創業計画書をご提出いただいた場合、提出は不要です。)	記入例
	⑤ 創業計画書 (事業を開始して間もない方) (Excel) (PDF)	記入例
法人営業の方	① 借入申込書 (表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。) ※インターネット申込の場合は、借入申込書に代えて、「お申込データ受付確認」の受信メール (印刷したもの) をご提出ください。	記入例
	② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 (Word) (PDF)	記入例
	③ 最近2期分の確定申告書・決算書のコピー (勘定科目明細書を含みます。)	-
	はじめてご利用いただく方 ④ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本 (原本) (注)	-
	⑤ ご商売の概要 (お客さまの自己申告書) (Excel) (PDF) (創業計画書をご提出いただいた場合、提出は不要です。)	記入例
	⑥ 創業計画書 (事業を開始して間もない方) (Excel) (PDF)	記入例

様式 1

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫 御中
(国民生活事業)

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

次表のとおり、新型コロナウイルスの影響により最近1ヵ月の売上高が5%以上減少していることを申告します。

	年月	金額
最近1ヵ月の売上高 (①)	年 月	千円
☐ 業歴が1年1ヵ月以上の方 ⇒ 前年 (前々年) 同期の売上高をご記入ください。	前年 (前々年) 同期の売上高 (②)	年 月 千円
☐ 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方 ⇒ 過去3ヵ月間の平均売上高、令和元年12月の売上高または令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高をご記入ください。	過去3ヵ月間の平均売上高 (③)	千円
	最近1ヵ月の売上高	年 月 千円
	2ヵ月前の売上高	年 月 千円
	3ヵ月前の売上高	年 月 千円
	令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高 (④)	千円
	令和元年12月の売上高 (⑤)	千円
	令和元年11月の売上高	千円
	令和元年10月の売上高	千円

(注) 1 業歴1年1ヵ月以上の方は、①の金額が②の金額と、業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の方は、①の金額が③、④または⑤の金額と比較して5%以上減少している方が対象となります。
2 確定申告決算書、試算表、売上帳等に基づき正確に記載してください。
3 後日、公庫から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。
他の金融機関の借入金のお借換えにはご利用いただけません。

日本政策金融公庫

【中小企業事業】 新型コロナウイルス感染症特別貸付

【中小企業事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付（注1・2）			詳細検討中	特別利子補給制度（注1・2）										
ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 （1）最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 （2）業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3ヵ月（最近1ヵ月含む。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10～12月の平均売上高		左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方											
			<table><tr><td></td><td>小規模事業者</td><td>中小企業者</td></tr><tr><td>個人</td><td>要件無し</td><td>売上高▲20%以上</td></tr><tr><td>法人</td><td>売上高▲15%以上</td><td>売上高▲20%以上</td></tr></table>				小規模事業者	中小企業者	個人	要件無し	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上
		小規模事業者	中小企業者											
個人	要件無し	売上高▲20%以上												
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上												
		（※1）小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。 （*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」 （※2）売上高要件の比較は、左記貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較。												
資金の お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および長期運転資金		—											
融資限度額	別枠 3億円		左記の融資限度額のうち、1億円以下の部分											
ご返済期間 ＜据置期間＞	設備資金：20年以内＜うち5年以内＞ 運転資金：15年以内＜うち5年以内＞		当初3年間											
利率（年） （注3）	1億円以下	当初3年間：基準利率－0.9% 3年経過後：基準利率	左記の1億円以下の部分にかかる「基準利率－0.9%」の利子（支払利息）（※） （※）一旦公庫にご返済後、支払済み利子額を別機関から補給											
	1億円超	基準利率												
担保	無担保		—											
実施機関	日本政策金融公庫（中小企業事業）		政府の指定する実施機関 現時点では未定											

（注1）経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（令和2年3月13日・20:00版）より作成し、経済産業省において監修

（注2）令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、特別貸付等の要件に該当する場合は適及適用が可能

（注3・4）令和2年3月17日時点での適用例（運転資金7,000万円・5年返済の場合）

【1億円以下の部分】当初3年間：0.21%、3年経過後：1.11%

↑ この部分の支払済み利子額を後日実施機関から補給し、実質的に無利子化



日本政策金融公庫
中小企業事業

申込に必要な書類

【中小企業事業】 新型コロナウイルス感染症特別貸付 借入申込書等はホームページからダウンロードできます

- ☐ **借入申込書**（国民生活事業へのお申込にはご利用いただけません。お間違いが増えていますのでご注意ください。）
- ☐ 法人の登記事項証明書（原本）（現在、中小企業事業をご利用いただいていない方）（注1）（注2）
- ☐ 代表者個人の印鑑証明書（原本）（現在、中小企業事業をご利用いただいていない方）
- ☐ 納税証明書（最近2期分の法人税の税額証明（その1）（注3）、直近の消費税の未納税額がない証明（その3又はその3の3））（現在、中小企業事業をご利用いただいていない方）
- ☐ 最近3期分の税務申告書・決算書（勘定科目明細書を含みます。）（注4）
- ☐ 最近の売上高が把握できる資料（注5）

（注1）法人の登記事項証明書はオンラインや郵送でも申請できます。詳しくは[法務省ホームページ](#)をご覧ください。

（注2）個人事業主の方は、印鑑証明書をご提出ください。

（注3）個人事業主の方は、所得税に係る納税証明書をご提出ください。

（注4）個人事業主の方は、最近3期分の申告決算書をご提出ください。

（注5）試算表、売上帳又は新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書等をいします。

※上記については、一般的な必要書類です。必要に応じて追加資料をご提出いただくことがあります。

※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

※決算月から6か月以上経過している方は、試算表等の業況が把握できる資料をご提出ください。

※資金をお急ぎの方で、書類のご準備に時間を要する方は、お申込時にご相談ください。

（様式第1号）

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫 御中
（中小企業事業本部）

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

次表のとおり、新型コロナウイルスの影響により最近1か月の売上高が5%以上減少していることを申告します。

	年月	金額
最近1か月の売上高（①）	年 月	円

い
ず
れ
か
一
方
に
チ
ェ
ッ
ク
し
て
く
だ
さ
い。

☐ 業歴が1年1か月以上の方
⇒ 前年（前々年）同期の売上高をご記入下さい。

前年（前々年）同期の売上高（②）	年 月	円
------------------	-----	---

☐ 業歴が3か月以上1年1か月未満の方等
⇒ 過去3か月間の平均売上高、令和元年12月の売上高または令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高をご記入ください。

過去3か月間の平均売上高（③）	円
最近1か月の売上高	年 月 円
2か月前の売上高	年 月 円
3か月前の売上高	年 月 円
令和元年12月の売上高（④）	円
令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高（⑤）	円
令和元年12月の売上高	円
令和元年11月の売上高	円
令和元年10月の売上高	円

- （注）1 業歴1年1か月以上の方は、①の金額が②の金額と、業歴が3か月以上1年1か月未満の方は、①の金額が③、④または⑤の金額と比較して5%以上減少している方が対象となります。
- 2 売上高は正確に記載してください。
- 3 貸日、公庫から根拠資料の提出をお願いする場合がありますので予めご了承ください。
- 4 本申告書への実印等の押印は不要です。